



里親とは？

家庭で生活を送ることができない子どもを、家族の一員として迎え、あたたかい雰囲気の中で、豊かな愛情を持って、心身ともに健全に育ててくださる方のことです。

「里親のことを
もっと詳しく知りたい」
「よくわからなくて迷っている」など、
少しでも里親に興味がありましたら
ぜひお話を聞いてみませんか？

お近くの児童相談所
お問い合わせください。

お問い合わせ先

中央児童相談所

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

TEL **086-235-4152**

倉敷児童相談所

〒710-0052 倉敷市美和1-14-31

TEL **086-421-0991**

津山児童相談所

〒708-0004 津山市山北288-1

TEL **0868-23-5131**

岡山市にお住まいの方のお問い合わせ先

岡山市こども総合相談所(児童相談所)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1

岡山市保健福祉会館5階

TEL **086-803-2525**

このパンフレットに関するお問い合わせ先

岡山県保健福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7911 / FAX 086-234-5770

R100
各種印刷・複製権100%再生紙を使用

里親に なりませんか

あなたを必要としている
子どもがいます。



岡山県

子どもに「安心して楽しい毎日を、
自分らしく送ってほしい」
と思うのは、みんなの願いです。

けれども、

さまざまな事情により
家庭で生活を送ることができないなど、
心配な日々を過ごす子どもがいます。

そのような子どもが

毎日を安心して過ごせるように、
そして健やかに成長していくために、
里親制度があります。

里親制度とは？

里親制度は、児童福祉法にもとづいて、家庭
で生活を送ることができない子どもの養育
を支援する制度です。児童養護施設などと
同じように、子どもに安定した子ども時代
を提供する重要な役割を担っています。



子どもと里親さんが一緒に暮らすまで



- 1 まずは、児童相談所にお問い合わせください。
職員が里親制度について詳しく説明します。

※里親には、養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親の種類があります。

※養育費の支給が受けられます。
里親の種類や子どもの年齢等により里親手当、生活費、教育費、医療費などが支給されます。

- 2 研修を受講します。



- 3 福祉事務所(または県民局)へ申し込みます。

- 4 福祉事務所(または県民局)、児童相談所の職員が、
家庭訪問をし、家庭の状況などをお尋ねします。

- 5 岡山県社会福祉審議会で審査の後、岡山県知事により里親として認定・登録されます。

- 6 子どもと里親さんの暮らしが始まります。
児童相談所から、登録された里親さんに連絡をとりながら、里親さんの家庭状況や子どもの年齢や意見などを考慮して、子どもの養育をお願いします。
養育をお願いする期間は、数ヶ月から数年間までさまざまです。

岡山県では、夏休み、冬休み、連休など短い間、
児童養護施設の子どもの養育を家庭でお願いする
「一時里親」事業を実施しています。

子どもの育ちを みんなで支えましょう

子どもと暮らし、成長を見守る日々は、とても
かけがえのないことです。けれども、大変なこと、
心配なこともあると思います。
児童相談所や関係機関、地域の人々、みんなで
いっしょに子どもを育てていきましょう！



※里親会について

里親さんたちで組織する里親会があります。情報交換や研修会など、
里親さん同士の交流や相互援助を行っています。